

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年1月17日

東京都作業部会確認年月日 2019年1月23日

(契約変更に伴う再確認日 2020年5月27日)

事業名 通信インフラ（データ回線）

案件名 データネットワーク関連業務委託（WAN回線一括1）について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
<p>経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大枠合意に基づき、本件については、組織委員会・国・都が分担することとなっている。 (2020年5月15日 契約変更に伴う追記) ・ なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、組織委員会が通信サービス分野のパートナー企業である NTT との間で締結した電気通信供給契約に係るものであり、NTT から提供される電気通信パッケージの通信品質を担保するために必要な業務である。 ・ 組織委員会は、NTT との間で、電気通信パッケージの一部であるデータネットワークの基本設計、詳細設計を契約済みであり、本件は、それらの設計内容に基づいて大会運営に必要なデータネットワークサービスを提供するために必要な WAN サービスである。 ・ 以上により、各種業務の重複排除等コストの低減による経済合理性の達成及び一貫した手続・運用による業務の実効性・安定性の確保を通じ、当該事業における全体最適性を担保すべきとの見地からは、引続き、組織委員会にて、一括して執行することが効率的かつ効果的であると考えらる。 	

<p>経費の内容等が必要 性(必要な内容、機能 かなど)、効率性(適 正な規模、単価かな ど)、納得性(類似の ものと比較して相 応かなど)等の観 点から妥当なもので あること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大会における通信環境の整備については、開催都市契約運用要件において定められている。 大会用データネットワークは、競技運営に必要なシステムや各ステークホルダの業務に関わるネットワーク環境を提供するものであり、その特性上、拠点を跨ぐネットワークサービスの提供は大会運営に必須である。 <p>(2020年5月15日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会の延期に伴い、トリトンY棟およびIBCのWAN回線を1年延伸する必要がある。引き続き業務を遂行するにあたり、現時点で手続きを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> HCC-OR TEC 03,04 OGG TEC 3.1.7.
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> WANサービスの導入費用について、一括で契約することで、コストの抑制及び導入スケジュールの効率化を達成できることを確認した。 会場の運営期間、テストイベント、テクニカルリハーサルと各フェーズを区分し、その時期及び大会運営に必要最小限のWANサービスを一括して契約することとした。 大会用データネットワークのWANサービスを同一ベンダに委託することは、管理や運用において最も効率的である。 本件契約予定額は、V3予算の「通信インフラ」事業の枠内に収まっている。 <p>(2020年5月15日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> TOC及びIBCについて、5月中に契約変更および申し込みを行う事で安価な金額で契約をすることが可能となり、コストを圧縮することができる。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、通信サービスの提供を責務とする通信サービス分野のパートナー企業に対する指定調達となる。 ・ 電気通信供給契約において、組織委員会と通信サービス分野のパートナー企業は、電気通信パッケージの提供に関し、最低価格によるサービスの提供、サービスレベルの維持、平時の事業以上の業務品質によるサービスの提供、要員の要求事項の遵守等について合意をしている。 <p>(2020年5月15日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TOC 及び IBC について、5月中に変更契約を行う事で、現在の WAN 回線包括契約に基づく単価における最も安価な金額での提供となり増額費用に納得性があるといえる。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、公費負担の対象としているものであり、適切である。 <p>(2020年5月15日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。